

令和6年4月～令和7年3月

ごみの出し方について(お願い)

- ごみはキチンと分別してください。
- ごみ分別指定袋に入れてください。
- ごみ分別指定袋の色は間違えないようにしてください。
- 決められた収集日(朝8時30分まで)に所定の場所へ出してください。
- 新聞、雑誌、ダンボールなどは、できるだけ地域の集団回収や資源類拠点回収場所をご利用ください。(ごみ収集カレンダー1、8ページ参照)
- アルミ缶、スチール缶、ビン類は、できるだけ資源類拠点回収場所をご利用ください。(ごみ収集カレンダー1、8ページ参照)
- ペットボトルは、できるだけリサイクル推進協力店や資源類拠点回収場所をご利用ください。(ごみ収集カレンダー1、8、9、10ページ参照)
- ご家庭で生ごみを減量または堆肥などへの再生利用をするために生ごみ処理機を購入する場合、市が購入費の一部を補助します。(16ページ参照)

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月

日	月	火	水	木	金	土	
						1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23/30	24	31	25	26	27	28	29

■収集対象地区 中辺路-1

●北 郡 ●西 谷 ●真 砂 ●石 船

●大内川 ●滝 尻

凡 例

燃えるごみ

台所の生ごみ
紙くず、木くず
紙おむつなど

台所ごみは水きりをしてください。

資源ごみ

空缶、空きびん
鍋、アルミ容器
フライパン、やかん
おもちゃ、小型家電など

スプレー缶は穴をあけずに中身を使いきって出してください。

プラスチックごみ

塩ビボトル
トレイ、パック
発泡スチロールや
ビニール袋など

容器はよごれをとり除いて出してください。

埋立てごみ

せともの、くつ
電球、革製品
など

乾電池・水銀体温計は透明の袋で出してください。

ごみに関するお問い合わせは廃棄物処理課(電話 0739-24-6218 FAX 0739-24-4068)まで